

命 令 書

申 立 人 X組合

上記代表者 執行委員長 A

被 申 立 人 法人Y

上記代表者 理 事 長 B

上記当事者間における令和元年度委不第5号Y事件について、当委員会は、令和4年（2022年）3月11日開催の第1935回公益委員会議、同月25日開催の第1936回公益委員会議、同年4月8日開催の第1937回公益委員会議及び同月25日開催の第1939回公益委員会議において、会長公益委員朝倉 靖、公益委員國武英生、同八代眞由美、同山下竜一、同山下史生、同斉藤宏信及び同池田 悠が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人の執行委員長であるAが労働組合の組合員であることを理由に、同人に対し主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 被申立人は、Aを現在の職から主任生活相談員に戻さなければならない。
- 3 被申立人は、札幌地方裁判所からの緊急命令を受け、申立人のC書記長を生活相談員に戻す代わりに、Aを主任生活相談員から生活支援員に配置転換し、申立人の運営に支配介入してはならない。
- 4 被申立人は、次の文章を、縦1.5メートル、横1メートルの白紙に楷書で明瞭かつ紙面いっぱいに記載し、被申立人が経営する救護施設 a 正面玄関の見やすい場所に、本命令書の交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲

示を継続しなければならない。

記

当法人が、貴組合に対し行った次の行為は、北海道労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにします。

記

- 1 貴組合のA執行委員長が組合員であることを理由に、同人に主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じたことにより、不利益な取扱いをしたこと。
- 2 当法人が、札幌地方裁判所からの緊急命令を受け、貴組合のC書記長を生活相談員に戻す代わりに、A執行委員長を主任生活相談員から生活支援員に配置転換し、貴組合の運営に支配介入したこと。

令和 年 月 日（掲示する日を記載すること）

X組合

執行委員長 A 様

法人Y

理事長 B

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、法人Y（以下「法人」という。）がX組合（以下「組合」という。）のA執行委員長（以下「A委員長」という。）に対し実施した主任生活相談員から生活支援員への配置転換が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合から当委員会に救済申立て（以下「本件申立て」という。）がなされた事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 法人は、A委員長が労働組合の組合員（以下「組合員」という。）であることを理由に、同人に主任生活相談員から生活支援員へ配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。
- (2) 法人は、A委員長を生活支援員及び生活支援員兼生活相談員主任から主任生活相談員に戻さなければならない。
- (3) 法人は、組合のC（以下「C書記長」という。）を生活相談員から生活支援員に配置転換を行ったことについて、札幌地方裁判所（以下「札幌地裁」という。）において「同人に生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない」という札幌地裁緊急命令（以下「緊急命令」という。）を受け、同人を生活相談員に戻す代わりに、組合のA委員長を主任生活相談員から生活支援員に配置転換し、組合の弱体化を図ることにより、組合の運営に支配介入してはならない。
- (4) 謝罪文の掲示

3 本件の争点

- (1) 法人が、令和元年6月4日付けでA委員長を主任生活相談員から生活支援員に配置転換したこと（以下「本件配置転換」という。）は、法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか（争点1）。
- (2) 本件配置転換は、法第7条第3号の支配介入に該当するか（争点2）。
- (3) A委員長が、令和3年4月1日付けで主任生活支援員から生活支援員

兼生活相談員主任に人事異動したことにより、本件配置転換の不利益は消滅したといえるか（争点3）。

第2 当事者の主張の要旨

1 本件配置転換は、法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか（争点1）

(1) 組合の主張

ア 不利益性について

A委員長は、平成21年から不安定狭心症等の治療をし、平成26年12月には重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、CPAP治療とともに睡眠薬の服用を開始している。そのため、常日勤の生活相談員から月に3～5回程度の宿直勤務が存在する生活支援員への本件配置転換が、同人の生命身体に不利益を与えることは明らかである。

なお、実際には宿直勤務が免除されており、この意味では救済利益は現存しないが、当該不利益性の内容及び程度は、本件における不当労働行為意思を判断する上で重要な要素となる。

また、本件配置転換は、「主任生活相談員」から主任の肩書のない「生活支援員」への降格人事である。加えて、救護施設a（以下「本件救護施設」という。）において、各フロアの生活支援員の取りまとめをしているのは生活相談員である。生活相談員は、生活支援員の決裁者となり、業務内容についてもフロアの業務を統括する役割、フロアリーダー的な側面を有しており、さらに、人事の実績として課長の直前に生活支援員であった者はいないことから、生活支援員よりも上位であるというほかない。したがって、本件配置転換にはキャリア形成上の不利益を伴う人事上の不利益がある。

イ 不当労働行為の意思について

(ア) 配置転換事案における使用者の不当労働行為の意思は、①業務上の必要性、②本人や組合への説明、③他の不当労働行為の存在、④人選又は個別的配転の相当性によって判断するのが相当である。

(イ) 業務上の必要性

法人は、D総務課長（以下「D課長」という。）が平成31年3月末に退職したときに、法人の組織を3課体制から2課体制に変更した上で、D課長の代わりにE（以下「E職員」という。）を生活支援員から事務員に配置転換しているが、通常、管理職が抜けた穴埋めを、いわゆるヒラ職員をもって充てるのは妥当ではなく、他の管理職の異動か主任クラスの昇進等で行うべきものである。この時点では、例えば、D課長の代わりにの総務課長には、他の課長を配置し、空席となった課長ポストにA委員長を昇進させるのが適切な人事異動の一つであると考えられ、このような人事異動をしていれば、本件配置転換によりA委員長が生活相談員から生活支援員に配置転換する必要はなかった。また、令和元年の本件配置転換時、C書記長の緊急命令に伴う生活支援員の欠員補充については、あえて夜勤ができないA委員長を生活支援員にせずとも、前年度休止されていた居宅訓練事業の復活により600万円程度の増収が見込まれたことからすると、新規募集することによる対応が財政的に容易なはずであり、本件配置転換を行う業務上の必要性は存在しない。

なお、法人全体及び本件救護施設単体での事業活動差額は共に、1,000万円以上の黒字で推移している。

(ウ) 本人や組合への説明

法人は、本件配置転換に伴い、A委員長本人及び組合に対し、何らの事前説明も行わず、辞令を交付した。また、交付の際、A委員長が「納得できないので話を」と切り出すと、「どうせ録音してるんだべ、この状況では揚げ足を取られるから俺は何も言わない、ほんとは腹を割って話したいけれども、何も言わない。」と述べた。

(エ) 他の不当労働行為の存在

法人は、本件申立てに先立ち複数の不当労働行為を行い、当委員会から平成26年道委不第6号Y事件（以下「第1次事件」という。）及び平成28年道委不第7号Y事件（以下「第2次事件」という。）におい

て救済命令が出されている。しかしながら、第1次事件については最高裁判所（以下「最高裁」という。）で上告不受理が決定されるまで、第2次事件についても札幌地裁から緊急命令を受けるまで、命令の履行を拒否し続けた。

また、当時のF施設長（以下「F前施設長」又は「F常務理事」という。）は、平成25年9月10日にA委員長が就業規則の改正理由などの回答を求めて要求書を持参した際、「組合をやめたらどうだ。」と述べ組合からの脱退を勧奨し、さらに、組合が第1次事件を申し立てた後には、新規職員の採用時に「組合あるけど入らなくてよいから。」などと述べ、組合への不加入を勧奨している。

(オ) 人選又は個別的配転の相当性

A委員長は、重度の睡眠時無呼吸症候群でC P A P治療を行っており、宿直勤務のある生活支援員の業務には適性を欠いている一方、平成13年に法人に入職して以来、生活相談員として勤務し、平成26年10月には主任生活相談員に昇進していることから、当該職種に高度の適性を有している。

加えて、宿直勤務を全面的に免除するという、過去に例のない取扱いをしてまで本件配置転換を維持していることなどを併せると、本件配置転換は個別的配転の相当性を欠くというべきであり、法人に不当労働行為意思が認められる。

ウ 以上のとおり、本件配置転換は、A委員長が組合員であることの故をもってなされた不利益取扱いであり、法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

(2) 法人の主張

ア 不利益性について

A委員長の重度睡眠時無呼吸症候群に伴うC P A P治療は、宿直時に仮眠をとればよいだけのことで、本件配置転換は、同人の生命身体に対する不利益を与えるものではない。

また、法人は、令和2年1月16日に札幌高等裁判所（以下「札幌高裁」という。）から保全抗告が棄却されたのを受けて、同人に対する生活支援員としての宿直勤務を全面的に免除しており、組合の主張の根幹は喪失している。

人事上の不利益については、そもそもA委員長を主任としての立場から解除しておらず、辞令上「主任」と表示されていなくても、法人は、同人を主任として認識、取り扱ってきたのであって、不利益はない。また、本件救護施設における生活相談員の現場での各フロア的生活支援員の「取りまとめ」なるものの具体的内容は証拠上明らかではなく、それがフロアのリーダー的側面であることの証拠もないところ、休暇簿、生活支援日誌、生活記録の書式に施設長、次長、課長のほか生活相談員の押印欄があるからといって生活相談員が生活支援員の決裁者であることにならないし、生活相談員の業務が生活支援員の業務より上位の職務であるとするのは、いわれなき偏見というべきである。また、生活相談員と生活支援員との業務は多くの点で共通性を有し、かつ、重複している。なお、従来、生活支援員が管理職に登用されてこなかったのは、生活支援員がほぼ全員女性であり、平成24年にF前施設長が男性の生活支援員を増員する方針を定めるまでは、生活支援員は管理職の人材の候補者として困難であるという現実があったためである。

イ 不当労働行為の意思について

(ア) 本件配置転換の業務上の必要性と人選についての相当性が認められ、組合が主張するような本件配置転換に至らしめた決定的動機としての不当労働行為意思を推認するに足る事実も証拠もない。

(イ) 業務上の必要性

管理職及び生活相談員の配置人数を含む人事の判断は、施設の財政状況、利用者の状況、生活支援員の配置状況等を総合考慮して判断する法人の経営に関する事項であり、施設長に裁量権がある。

また、本件配置転換は、札幌地裁から緊急命令が発せられ、やむなく

C書記長を暫定的に生活相談員に復帰させた結果、生活支援員の欠員が生じるとともに、生活相談員の過剰配置となる事態が生じ、これに対応するために実施したもので、業務上の必要性和相当性のある極めて合理的で当然の人事を実施したものである。

なお、本件救護施設の利用者数は減少傾向にある一方で、設備の老朽化による修繕費は増加傾向にあり、収入面は減収、支出面は増加となることが明らかであるから、職員を増員することはあり得ない。

(ウ) 本人や組合への説明

F前施設長は、A委員長に対して第2次事件について緊急命令が出たので、C書記長を生活相談員に戻すが、新規採用は財政的に困難なので、同人の後任は内部異動とし、生活相談員であるA委員長を生活支援員に配置転換する旨を説明している。

また、組合に対しては、説明する必要性及び理由が存在しないところ、A委員長が組合の執行委員長であることから、そもそも事前の説明は無意味である。

(エ) 他の不当労働行為の存在

第1次事件及び第2次事件の救済命令は本件配置転換との関連性はなく、また、組合への脱退勧奨及び不加入勧奨はしていない。

(オ) 人選又は個別的配転の相当性

A委員長以外の職員を生活支援員に配置することは、その職員が就いている業務に重大な支障をきたし、生活相談員の過剰配置を回避することもできないから、全く考えられないことであって、C書記長を生活支援員から生活相談員にしなければならない以上、利用者と常日頃接触しているA委員長を生活支援員に配置するのが施設の運営上も合理的であり、人選も相当である。また、当時のG次長（以下「G前次長」又は「G施設長」という。）も、H（以下「H課長」という。）も、I（以下「I課長」という。）も、各々A委員長と比べて遜色のない生活相談員としての適性を有しており、同人が他の生活相談員と比べて高度の適

性を有しているとは考え難い。

本件救護施設において生活相談員から生活支援員への配置転換の実績は、本件配置転換以外に4例ある。また、事前の説明も内示もなく辞令交付することは一般的であり、異例なことではない。

ウ 以上のとおり、本件配置転換は、法人にとって緊急命令に基づき、C書記長を生活相談員に復帰させた結果、生じた生活支援員の欠員を補充するという業務上の必要性に基づき、やむを得ず実施された人事であり、A委員長が組合員であるが故のものではなく、法第7条第1号の不当労働行為に当たらない。

2 本件配置転換は、法第7条第3号の支配介入に該当するか（争点2）

(1) 組合の主張

法人は、緊急命令を受け、C書記長を生活支援員から生活相談員に戻す代わりに、A委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換した。このことは形式的には緊急命令を履行しているものの、第2次事件の救済申立てから3年以上の月日をかけ、令和元年6月4日ようやく組合が勝ち取ったC書記長の復職という成果と引き換えに、その翌日にA委員長の配置転換の発令をしたものであり、組合に深い絶望感と無力感を与えた。

したがって、本件配置転換は、「団結権侵害が著しく進行し、回復困難な損害が生じるおそれ」を継続あるいは一層増大させるものであるから、組合活動に与える影響は深刻なものであり、法第7条第3号の支配介入に該当する。

(2) 法人の主張

本件配置転換は、緊急命令によりC書記長を生活相談員に復帰させざるを得なくなった結果生じた生活支援員の欠員補充のための人事異動であり、業務上の必要性と人選についての相当性が認められる中で行われたものであって、組合の弱体化を企画して行われたものではないから、法第7条第3号の支配介入には当たらない。

3 A委員長が、令和3年4月1日付けで主任生活支援員から生活支援員兼生活相談員主任に人事異動したことにより、本件配置転換の不利益は消滅したか（争点3）

(1) 組合の主張

ア J生活支援員兼生活相談員の主幹昇進辞令について

J職員（以下「J主幹」又は「J職員」という。）は、令和3年4月1日付けで主幹に昇進した。しかしながら、組合は、生活相談員から課長に昇進した職員はいたが、生活支援員から昇進した職員はいないことを問題としているのであって、J職員が課長に昇進したわけではないから、その事実は何ら変わりはない。第2次事件の救済命令（以下「第2次命令」という。）も札幌地裁の判決も、「生活相談員から課長に昇進した職員」について問題としている。

また、J主幹は名目上「主幹」になったものの、その勤務実態は辞令前と後で何ら変わるところがないのであり、この辞令は、ただ単に労働委員会対策であるに過ぎない。

イ A委員長の「生活支援員兼生活相談員」の兼任辞令について

A委員長は、令和3年4月1日付けで、生活支援員兼生活相談員主任の辞令（以下「令和3年A配置転換」という。）を受けたが、辞令後も辞令前と変わらず生活相談員の業務には携わっていない。

同人は、「寮母職日程別勤務命令表」により、生活支援員としてのシフトに万遍なく組み込まれており、宿直以外の全てが勤務の対象となっている。また、同人の担当である1階の生活支援員は従来の9名体制から8名体制となっており、同人が宿直勤務に従事できないことと相まって、1階の生活支援員が1名しかいない時間ができてしまう日も多くある。このような状況では、同人が生活相談員業務を行うことは不可能であり、こうした勤務の組み方をする法人は、A委員長が実際に生活相談員業務を行うことを想定していない。

さらに、J主幹及びK職員（以下「K副主任」又は「K職員」という。）は、令和元年以前から、「生活支援員兼生活相談員」であるが、法人が生活相談員を一覧化した「相談員一覧」では、兼任職員は「生活相談員」として扱われていない。

これらのことから、令和3年A配置転換は、ただ単に、救済命令の発令を免れんとする名目上のものに過ぎない。

ウ 救済利益について

(ア) 法第7条第1号の救済利益

不当労働行為事件の審査中に解消措置とも受け取れる対応がなされた場合には、救済利益が消滅したかどうかの判断基準としては、それが十分な解消措置か否かが基準となる。

生活支援員単独から生活相談員を兼任する人事は、人事処遇上一応はステップアップと評価できる一方、本件配置転換前の職種である生活相談員との関係では、生活支援員との兼任化人事は、上位にある生活相談員から下位である生活支援員との兼任となる人事ということになる。

一般的に、上位職種にあったものを下位職種と兼任させることは、仮に上位職種の権限を失わなかったとしても、職場内では冷遇された不利益なものと受け止められる。

本件救護施設においても、生活相談員を生活支援員との兼任職員とすることは、職員の一般的認識に照らしてそれが通常不利益なものと認められるから、不利益性は優に認められる。

また、A委員長は、前記イのとおり、宿直が免除されていること以外、他の生活支援員のシフトと特に変わりなく、同人の兼任実態をみても、その就労状況は、今日に至るまで生活相談員としての業務は全く行っていない。このような実態を伴わない配置転換は、周囲の職員からは生活支援員単独での配置と区別がつかず、かかる配置転換は人事処遇上の不利益性を有すると同様に、本件救護施設職員の一般的認識に照らしてそれが通常不利益なものと受け止められるから、兼任実態に着目しても、

不利益性は優に認められる。

また、令和3年A配置転換の辞令には、「主任」と明記されているが、主任に与えられる専用のデスクが与えられないなど解消措置として十分ではなく、これまでの経緯から、同種配転の繰り返しのおそれがあるから、なお救済利益は認められる。

(イ) 法第7条第3号の救済利益

令和3年A配置転換によっても不利益性が失われない以上、支配介入についても十分な解消措置とは言えず、なお救済利益が認められる。

(2) 法人の主張

ア J職員の主幹昇進辞令について

組合は、生活相談員から役職へ昇進した人事はあるのに対して、生活支援員から役職へ昇進した人事はないのが従前の人事の実績であるとして、人事上の不利益について主張を展開してきたのであり、J職員が主幹に昇進したのであるから、生活支援員から役職に昇進した職員はいないから、人事処遇上の位置付けとしては生活相談員の方が上位とみるべきであるとの主張は、その根拠を喪失した。

そもそも、課長への昇進実績に限定して判断材料とする合理的理由はない。

イ A委員長の「生活支援員兼生活相談員」の兼任辞令について

A委員長は、令和3年A配置転換により、利用者の生活支援内容の検討、実施、計画策定といった生活相談員としての業務に従事しており、今後はJ主幹に従事してきた生活相談員業務に従事することが予定されている。

そして、生活支援員兼生活相談員の業務は、J主幹もK副主任も支障なく行っており、實際上不可能などとはいえないし、A委員長には生活相談員としての長い経験と実績があり、宿直勤務が免除されているのだから、支障は全くない。

ウ 救済利益について

(ア) 法第7条第1号の救済利益

法人は、令和3年A配置転換によって、救済利益が消滅したなどと主張するのではなく、当該配置転換は、本件配置転換そのものが、A委員長が通常甘受すべき程度を超える不利益を被ったとはいえないことを基礎付ける重要な事情であり、また、業務上の必要性より優越した意図に基づきなされたものでないことを基礎付ける重要な事情であると主張している。

もとより本件配置転換は、法第7条第1号の不利益取扱いには当たらないところ、令和3年A配置転換によりA委員長は、生活相談員としての業務を行い、生活相談員として人事処遇上の位置付けをされるのであるから、組合が主張する「生活相談員には生活支援員のリーダー的ないし管理者的側面がある」などの論法によったとしても、「不利益取扱い」とならないことは明らかである。加えて、生活支援員から管理職に昇進した職員が出たのであるから、人事処遇の位置付けとして生活相談員の方が生活支援員より上位であるとの主張は、その根拠を喪失した。

また、法人は本件配置転換により、A委員長を主任から解除したのではなく、主任として認識し、主任として取り扱ってきたのであって、令和3年A配置転換により、辞令上も明確に「主任」となっており、A委員長の人事上の不利益はもはや存在しない。

(イ) 法第7条第3号の救済利益
争う。

第3 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人である組合は、本件救護施設において昭和49年に結成された労働組合であり、組合員数18名を擁し、Z北海道地方本部（以下「地本」という。）に所属している。

（甲110、審査の全趣旨）

(2) 被申立人である法人は、札幌市内で、本件救護施設のほか、特別養護老人

ホーム「b」、保育園「c」等を経営する社会福祉法人である。

救護施設は、生活保護法上の保護施設の一つであり、「身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を送ることが困難な要保護者」が入所しており、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならないと定められている。

本件救護施設では、生活指導員を生活相談員と呼び、また、介護職員を生活支援員と呼んでいる。

以下、生活指導員については、生活指導員、指導員あるいは生活相談員と表記し、介護職員については、介護職員あるいは生活支援員と表記する。

(甲1、73、乙8、27、審査の全趣旨)

(3) 本件救護施設の就業規則

第7条では、「法人は業務上必要がある場合は職員の就業する業務の変更を命じることがある。」と定めている。

(甲2)

(4) 本件申立て時点の本件救護施設の管理規程では、職員の職務について、「課長・主幹・主任は施設長の命を受けて課を統括し所轄業務に従事する。」(第4条第3項)、「その他の職員は、上職の命令を受けて所轄業務に従事する。」(同条第4項)と規定していた。

法人は、令和2年10月19日、上記規定を改正し、「課長は施設長の命を受けて課を統括し所轄業務に従事する。」(第4条第3項第1号)、「主幹は施設長の命を受けて課長を補佐し、課長に事故があるときは、又は設置されていないときは、その職務を代行する。」(同第2号)と改め、主任については現行の「その他の職員は、上職の命令を受けて所轄業務に従事する。」(同条第4項)の「その他の職員」に包含することとした。

また、「生活支援員と生活相談員は、いずれも、利用者の生活に必要な支援を業務とする職種であり、両職種間にはその担う業務の役割に上下はなく、又、人事処遇上の位置付けに上下はない。」(第6条第3項第7号)との規定を新たに設けた。

主任生活相談員については、「主任生活指導員は、苦情解決・面接・身上調査並びに利用者支援の企画、実施及び支援に関する業務に従事する。」（第4条第8項）と規定されている。

このほか、主任及び主幹の職務についての具体的な定めはない。

なお、法人の令和2年度社会福祉施設概況報告書における「諸規程等の整備状況」の管理規程欄には、法人の平成16年3月19日後の管理規程改正履歴の記載はない。

（甲141、乙8、27、審査の全趣旨）

- (5) 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）（以下「運営基準」という。）では、生活支援員兼生活相談員のような兼任の定めはない。

また、法人は、直接処遇職員の弾力的配置を行っており、監督官庁である札幌市宛に提出した「保護施設事務費支弁額算定基礎資料」別紙「職種別職員配置基準数及び現員数（令和3年4月1日現在）」（以下「職種別職員配置基準数及び現員数」という。）において、その旨を備考欄に記入している。

（甲73、乙43）

- (6) A委員長は、平成13年に法人に入職して以来、本件救護施設において生活相談員として就労を開始し、平成26年10月に主任生活相談員となり、本件配置転換まで生活相談員として就労している。また、同人は、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している。

組合には入職直後の平成13年から加入し、平成24年から組合の執行委員長に就任している。

また、同人は、平成21年11月から不安定狭心症等の治療を行い、平成25年6月から平成29年1月までの間に3度の経皮的冠動脈ステント留置術を受け、平成26年12月には、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、翌1月からCPAP治療を導入するとともに、睡眠薬の内服も開始した。このほか、糖尿病、脂質異常症及び高尿酸血症の治療を行っている。

CPAP治療とは、機械で圧力をかけた空気を鼻から気道に送り込み、気

道を広げて睡眠中の無呼吸を防止する治療法である。

(甲 2 2、2 6、1 1 0、第 1 回審問調書 A 陳述 1 9 頁)

(7) C 書記長は、平成 4 年 4 月 1 日に法人に入職し、同日から生活支援員として就労を開始し、平成 1 1 年 1 1 月 1 日に職種変更の辞令を受け生活相談員として勤務していたが、平成 2 8 年 4 月 1 日に生活支援員に配置転換され、令和元年 6 月 4 日からは、緊急命令を受けて暫定的に生活相談員に復帰している。

同人は、上記配置転換の際には、腰部椎間板ヘルニアに罹患しており、腰に不安を抱えていた。

組合には、平成 4 年頃から加入し、約 2 4 年前から組合書記長として活動しているほか、平成 9 年から地本の副執行委員長、平成 2 8 年夏頃から、同執行委員長を務めている。

また、法人に入職する前に介護福祉士の資格を取得し、平成 1 8 年に社会福祉士、平成 2 5 年に精神保健福祉士の資格を取得している。

(甲 1 3、8 7、1 1 0)

(8) F 常務理事は、法人の先代理事長の子で、平成 1 1 年 1 2 月 1 日に法人に入職し、平成 1 8 年 7 月から平成 2 0 年 6 月まで本件救護施設の施設長を務めていたが、いったん次長職に転任し、平成 2 3 年 2 月から令和 3 年 3 月まで再び同施設長を務めた。平成 2 4 年 4 月 1 日からは同施設長のほかに、法人本部の事務局長を務めるとともに、平成 2 5 年 1 月 3 0 日に法人理事に就任し、平成 2 6 年 4 月 1 日には常務理事に就任している。

(甲 1 1 0、乙 3 1)

(9) G 施設長は、昭和 6 1 年 9 月 1 日に法人に入職し、長年本件救護施設の生活相談員として勤務していた。平成 1 3 年 5 月 1 日に管理職となり、平成 2 3 年 4 月 1 日からは同施設の次長職として施設長を補佐してきた。令和 3 年 4 月 1 日からは同施設長を務めている。

(乙 3 0、審査の全趣旨)

(10) L (以下「L 元施設長」という。) は、昭和 4 8 年 3 月に法人に入職し、

平成26年1月に退職した。この間、途中、cの園長を務めた1年間を除き、平成13年4月から平成23年1月まで本件救護施設の施設長を、平成23年1月から平成26年1月までは、bの施設長を務めた。

(甲13、36)

(11) 本件救護施設の組織体制として、本件申立て時点では、F前施設長の下に、G前次長がおり、その下に施設一課のH課長及び施設二課のI課長がおり、その下に生活相談員及び生活支援員が配置されていた。

平成31年4月1日前には、施設長、次長の下に、総務課、生活一課及び生活二課があり、生活一課及び生活二課の下に、生活相談員及び生活支援員が配置されていたが、同日付けの組織改正により、総務課と生活一課を統合して施設一課を新設するとともに、生活二課を施設二課に改称した。施設一課には、生活相談員及び生活支援員以外に、総務係として事務員、栄養士などが配属されたが、法人は、同日付けでE職員を生活支援員から事務員に配置転換し、総務係に配属するとともに、E職員の代わりに生活支援員としてM職員を新規採用している。

(甲78、80、乙3、4、第2回審問調書G証言15頁、
同F証言55、56頁)

(12) 本件救護施設の運営については、施設長が決定権限を有している。

(審査の全趣旨)

(13) ホームレス就労支援入所実施要綱に基づくホームレス就労支援入所（以下「就労支援事業」という。）は、就労による社会復帰の意思のあるホームレスに対し、基本的な生活上の処遇や求職活動に対する支援等を行うことにより、自立を支援するもので、就労支援入所期間は3か月以内、この事業の受託者はそのための指導員を1名置くこととされ、当該指導員は、その他の職務で専任配置とされる職員と兼ねることはできないとされている。

平成29年2月15日、札幌市のホームレス就労支援入所実施要綱のうち、就労支援事業の「専任」に関する規定が改正となった。従前の実施要

綱では、「11 専任指導員」として、「入所者に対する支援を行うため、施設に専任の指導員を1名置く。」とされていたが、改正後は、「指導員」における「専任」の要件がなくなり、代わりに「指導員は、入所者の支援に支障の無い限りにおいて、他の職務と兼ねることを妨げない。ただし、保護施設事務費の算定基礎となる職員、その他の職務において専任として配置されている職員と兼ねることは認められないので留意すること。」とされた。

この事業の受託者は、ホームレスに対し、「日常生活・集団生活に関する指導援助、求職活動・就労に関する指導援助等」を行うこととされ、具体的には、入所者の援助方針の決定、面接の記録、援助経過の記録、毎月の業務報告等を行うことになっている。

(甲46ないし49)

(14) 施設機能強化推進費実施要綱(昭和62年7月16日付け社施第90号厚生省社会局長通知)に基づく救護施設居宅生活訓練事業(以下「居宅訓練事業」という。)は、救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるよう施設において居宅生活に向けた生活訓練を行い、居宅生活への移行を支援するものである。

訓練期間は、原則6か月間とし、この期間の対象人員は3名から5名程度とするとされている。

事業の実施には、2名以上の職員を配置し、実務上の責任者を専任職員として1名配置することとされている。

施設は、日常生活訓練(食事、洗濯、金銭管理等)、社会生活訓練(公共交通機関の利用、通院、買物等)、その他自立生活に必要な訓練について、あらかじめ6か月間の訓練計画を定めることとされている。

居宅訓練事業は、毎年、必ず行われる事業ではなく、本件救護施設では平成30年度は、同事業を行わなかった。

(甲50、第1回審問調書A陳述12頁)

2 先行する不当労働行為事件について

(1) 組合と法人の間には、F前施設長が本件救護施設の施設長に再び就任する平成23年2月までは特段の問題が生じることはなかったが、平成25年から平成28年にかけて不当労働行為事件が発生し、労使間が対立するようになった。

(甲3ないし7、13、審査の全趣旨)

(2) 本件救護施設では、平成24年に男性の生活支援員を増員する方針が示され、E職員とN職員が生活支援員に異動するまでは、生活支援員は基本的に女性が担当してきたという経緯がある。

(甲4、乙30)

(3) 組合は、平成26年4月28日、当委員会に対し、法人を被申立人として、次の行為が法第7条第1号ないし第3号の不当労働行為に該当するとして、第1次事件に係る救済の申立てをした。

ア 本件救護施設の利用者が北海道福祉サービス運営適正化委員会に申し立てた苦情について、O(以下「O組合員」という。)からF施設長に対しあっせんに応じるよう要望したことなどを理由に、法人が平成26年4月1日付けで同人を生活相談員から生活支援員に配置転換した。

イ 法人が、組合の平成25年10月9日付け団体交渉申入れに対し、同月24日付けで、「団体交渉については、文書で報告のとおりであり、これ以上の回答はない」旨の回答書を交付した。

ウ 法人が、平成26年2月26日の団体交渉の内容について組合との間で作成した確認書に反し、同年3月31日までに、就業規則改定及び職務義務免除廃止に係る協議日程をいずれも提示しなかった。

エ 同年3月18日及び同年4月3日に組合が申入れをした団体交渉について、法人が、開催場所を法人施設の集会室とすることを拒否し、外部施設での開催に固執するとともに、参加者の人数を制限して、結局、団体交渉は行わなかった。

(甲3、当委員会に顕著な事実)

(4) 同年5月8日、A委員長が、組合の臨時集会のために集会室の利用申請に赴いた際、F前施設長は、「今後、あのう組合とは折り合いつきませんから。ま、ずーっと話し合い、話し合い、話し合い。うちはおれないし、ま、そっちも強硬派の組合なんで折れないと思う。ということはずっとそんな関係。そしてどうなるかっていったらこれは今度、こんな関係ったらどんどん悪くなる。今度、組合員に状況を全部話す。こういう組合、こういう組合、ということで全部話す。そうすると、何人か組合辞める人間が出てくる。」などと発言した。

(甲10、13、15、16、第1回審問調書A陳述4頁)

(5) また、F前施設長は、同年10月28日、A委員長に対して、「俺とAさんで話をしようと思ってたけど、まあ、どんな結果になろうがさ、関係はもう無理だ。特にCは。Cに関しては徹底的にやるから。その趣旨のことをおれが言ったって言わないで、なんかそんな感じのような、、、Cに、、、。今徹底的にやるから今。」などと発言した。

(甲11、15、16)

(6) 当委員会は、平成27年7月21日、第1次事件の救済命令（以下「第1次命令」という。）を下記のとおり発した。

記

- 1 被申立人は、申立人の平成25年10月9日付け団体交渉申入れに対して、「団体交渉については、文書で報告のとおりであり、これ以上の回答はない」旨の書面を交付することにより申立人に対する支配介入をしてはならない。
- 2 被申立人は、平成26年2月26日付け団体交渉確認書で確認した、平成25年度中に、就業規則改正の理由等を明記した文書の提示をせず、また、就業規則改正及び職務専念義務の免除の廃止についての協議日程を提示しなかったことにより、申立人に対する支配介入をしてはならない。
- 3 被申立人は、被申立人施設内の集会室を開催場所とすることを拒否し、

また、申立人の参加人数を制限することにより、団体交渉を拒否してはならない。

4 前記1ないし3の行為が不当労働行為であると認定された旨の文書揭示

(甲3、当委員会に顕著な事実)

(7) 法人は、平成28年2月18日、事前の内示や打診を一切行うことなく、C書記長に対して、同年4月1日付けで生活相談員から生活支援員に配置転換する辞令を交付した。

(甲8、13)

(8) 組合は、同年3月25日、前記(7)のC書記長に対する生活支援員への配置転換は、法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、第2次事件に係る救済の申立てをした。

(甲13、当委員会に顕著な事実)

(9) 組合は、同月30日付け書面により、法人に対し、第2次事件の前記(7)の配置転換について、理事長出席の下、本件救護施設の集会室で団体交渉を行うよう申し入れた。

(甲51)

(10) 法人は、同年4月8日付け書面により、組合に対し、前記(9)の団体交渉の申入れを受けて、当委員会の第1次命令は確定していないこと、理事長が団体交渉に出席する必要はないこと、前記(7)の配置転換については、集会室での団体交渉を行う考えはないなどと回答した。

(甲52)

(11) 組合は、同月12日付け書面により、法人に対し、前記(10)の回答について、救済命令が交付されたときは遅滞なく命令を履行しなければならず、第1次命令に対して再審査申立を行っても、その効力は停止されるものではないので、命令書に基づき集会室での団体交渉を開催することなどを要求し、同月15日までの回答を求めた。

(甲53)

(12) 法人は、同月15日付け書面により、組合に対し、前記(11)の要求について、開催場所については、施設長室（10名以内の場合）又は施設事務室（10名超30名以内の場合）とすることなどを提案するので、同月18日の始業開始前までに回答してほしいと通知した。

（甲54）

(13) 組合は、同月17日付け書面により、法人に対し、前記(12)の回答について、当委員会の第1次命令に基づき団体交渉を開催してほしいことなどと通知した。

（甲55）

(14) 法人は、同月22日付け書面により、組合に対し、前記(13)の要求について、第1次事件の命令に不服であるため中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査の申立てをしており、第1次命令を履行する考えはないこと、団体交渉については、課題解決の決定権限を有する施設長が対応するので、理事長同席で行う考えはないこと、集会室を開催場所とする団体交渉を行う考えは一切なく、10名以内の場合は施設長室、10名超30名以内の場合は施設事務室で行うことを提案するなど回答した。

（甲56）

(15) 同年9月16日、組合は、第1次事件の中労委の再審査命令（以下「中労委命令」という。）が、同月13日に発出されたことから、法人に対し、今後の団体交渉の開催及びあり方を交渉事項とし、開催場所を集会室とする団体交渉を申し入れた。

（甲57）

(16) 法人は、同月30日付け書面により、組合に対し、前記(15)の団体交渉申入れについて、東京地方裁判所に取消訴訟を提起することを決定していることから、中労委命令を履行する考えはないこと、施設長室、施設事務室又はdでの団体交渉の開催を提案することなどと回答した。

（甲58）

(17) 組合は、同年10月6日、法人に対し、取消訴訟の提起が中労委命令の

効力に影響を及ぼさないことを指摘し、集会室での団体交渉の開催を申し入れた。

(甲59)

(18) 法人は、同月25日付け書面により、組合に対し、前記(17)の申入れについて、再度、中労委命令を履行する考えはないこと、団体交渉への参加人数に応じて施設長室、施設事務室又はdでの開催を提案することなどと回答した。

(甲60)

(19) 当委員会は、平成30年10月30日、第2次命令を下記のとおり発した。

記

- 1 被申立人は、申立人の書記長であるCが労働組合の組合員であることを理由に、同人に対し生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 被申立人は、申立人と一切協議を行うことなく、一方的にCに対し生活支援員への配置転換を命じて、申立人を無視ないし軽視することにより、申立人の運営に支配介入してはならない。
- 3 前記1及び2の行為が不当労働行為であると認定された旨及び今後同種行為を繰り返さない旨の文書掲示

(甲13、当委員会に顕著な事実)

(20) 組合は、同年11月2日付け書面により、法人に対し、第2次命令の履行について、文書での回答を求めて要求書を提出した。

(甲61)

(21) 法人は、同月12日付け書面により、当委員会の第2次命令が承服し難い命令であり、再審査の申立て又は取消訴訟を提起する予定なので、命令を履行する考えはないなどと回答した。

(甲62)

(22) 組合は、同月19日付け要求書により、法人に対し、再審査請求や取消

訴訟を提起しても、第2次命令を履行しないことは法令違反となることの認識などについて文書での回答を求めた。

(甲63)

(23) 法人は、同月26日、第2次命令を不服とし、札幌地裁に取消訴訟を提起した。

(甲14)

(24) 法人は、同月29日付け書面により、組合に対し、前記(22)の要求について、①第2次命令こそが違法であり、札幌地裁に取消訴訟を提起したので、命令を履行する考えはないこと、②第2次命令は未確定であり強制力はないことなどと回答した。

(甲64)

(25) 当委員会は、平成31年2月14日付けで、札幌地裁に第2次命令の履行を求めて緊急命令を申し立てたが、同地裁は、法人は当委員会が第2次命令を発してから現在まで主文第1項及び第2項を履行しておらず、前記(23)の取消訴訟の判決が確定するまで、第2次命令が履行されない状態が継続した場合、組合の団結権侵害が著しく進行し、回復困難な損害が生じるおそれが一応認められるとして、令和元年5月31日付けで緊急命令を発した。

(甲18)

3 本件申立てに至る経緯

(1) 緊急命令の結果、法人は、C書記長を生活支援員から生活相談員に配置転換することとし、同年6月4日付けで暫定的に生活相談員を命じる辞令を同人に発令した。

(甲87、乙1)

(2) 前記(1)によりC書記長が生活相談員に配置転換されたことに伴い、同日付けでA委員長を「主任生活相談員から、1階生活支援員に命じる。」本件配置転換の辞令が、同月5日、同人に交付された。

法人は、本件配置転換に際して、生活相談員兼生活支援員等の役職で異動させることや他の職員を生活支援員とするなどの他の方法について具体的に検討することなく、組合と協議することもなかった。

(甲 1 9、1 2 1、第 1 回審問調書 A 陳述 9、2 9、3 3 頁、
第 2 回審問調書 G 証言 9、2 4 頁、同 F 証言 3 8、7 5 頁)

(3) 組合は、同月 5 日付け書面により、法人に対し、本件配置転換について、同月 2 7 日又は同年 7 月 4 日の期日に団体交渉に応じるよう求め、これに対する書面での回答を要求した。

また、組合は、法人に対し、同日付け抗議文をもって、A 委員長に対する配置転換は C 書記長に対する緊急命令が出た直後の報復人事であること、事前説明のない C 書記長への配置転換が不当労働行為であると認定された状況と、考える余裕を与えずになされた今回の配置転換も不当労働行為であるおそれがあること、突然の配置転換は現場業務に影響を与え利用者への影響も懸念されることなどについて抗議を行い、本件配置転換を撤回するよう求めた。

(甲 1 1 8、1 1 9)

(4) A 委員長は、同年 6 月 6 日、e から「# 1 不安定狭心症 # 2 糖尿病 # 3 脂質異常症 # 4 高尿酸血症 # 5 重度睡眠時無呼吸症候群」を病名とする診断書の交付を受け、法人に提出した。

診断書には、重度睡眠時無呼吸症候群について、「C P A P 導入にあたり睡眠薬の内服も開始」、「C P A P 治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高い。また、夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高く、日勤業務が好ましいと考える。」と付記されている。

法人の F 前施設長は、本件配置転換直前の同月 1 日には、A 委員長が重度睡眠時無呼吸症候群であることを認識しており、G 前次長も、同人が突発的に休みをとることがあることは把握していた。

(甲 2 6、1 2 1、第 2 回審問調書 F 証言 7 4 頁)

(5) 法人は、同月 1 3 日付けの書面により、組合に対して、前記(3)の組合の

申入れについて、同月 27 日に集会室で団体交渉に応じる旨の回答をした。

(甲 120)

(6) 組合は、同月 14 日、本件配置転換は法第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の不当労働行為に該当するとして、当委員会に本件申立てを行った。

なお、令和 2 年 7 月 27 日付けで組合は法第 7 条第 4 号に係る不当労働行為の救済申立てを取り下げた。

(当委員会に顕著な事実)

4 本件申立てのその後の事情について

(1) 組合は、令和元年 6 月 13 日、本件配置転換は無効であり保全の必要性が認められるとし、札幌地裁に対し、法人を債務者として、A 委員長には生活支援員として勤務する雇用契約上の義務のない地位にあることを仮に定める旨の仮処分命令を申し立てた。

(甲 25、乙 18)

(2) 組合と法人は、同月 27 日、A 委員長の配置転換について団体交渉を行い、組合は本件配置転換の取りやめを要求した。

この団体交渉の協議は双方確認の上で録音されたが、法人は、本件配置転換は C 書記長の緊急命令の結果行ったものであること、A 委員長の本件配置転換の辞令は第 2 次命令が確定するまでの暫定的なものであることを述べ、同人のほかには人材が見当たらないから組合の要求は受け入れられないと回答した。また、法人は、A 委員長の体調がよくなり突発的に休むことがあることは認識していることや、C 書記長は生活支援員が、A 委員長は生活相談員が適当であると考えていたことなどにも言及し、さらには本件配置転換によって組合との間で争いが生じることは予想していたものの、人事については法人の専権事項であることから組合と協議する必要はないとの認識のもとでこれを実施した旨を明言した。

その後、本件配置転換について、組合と法人は団体交渉を行っていない。

(甲 121、第 2 回審問調書 G 証言 19、20、31 頁、審査の全趣旨)

(3) 札幌地裁は、同年7月18日、前記(1)の申立てを認め、仮処分命令を決定した。

法人は、A委員長が宿直勤務をすることについて、生命身体に対する危険が発生するとは考えていないが、申出があったので、念のため宿直勤務を免除する配慮措置を執った。しかし、他の生活支援員の負担の上に成り立つ措置であり、公平の見地から長期間にわたり免除することはできないという認識であった。

(甲25、75、乙18、第2回審問調書F証言76、77頁)

(4) 組合は、同月30日付け書面により、法人に対し、1階生活支援員の退職と前記(3)の仮処分命令により、欠員が2名であることから、1名の新規採用を2名とするよう文書での回答を求めた。

(乙32)

(5) 法人は、同年8月9日付け書面により、組合に対し、生活支援員2名を新規採用することは財政上困難であること、今回の欠員は組合の主張に応じた前記(3)の仮処分命令などにより生じた事態であること、C書記長及びA委員長の両名を生活相談員に配置することは、生活相談員の過剰配置となり、少なくとも1名は生活支援の現場に就労するのが合理的であることなどを回答した。

(乙33、第2回審問調書F証言41頁)

(6) 法人は、同月16日、A委員長を生活支援員から、「2階主任生活相談員を仮に命じる。」という辞令を発令した。

(甲74)

(7) 組合は、同年9月2日付け書面により、法人に対し、前記(5)の回答について、今回の欠員は、法人が組合に対して不当労働行為を繰り返している中での、一方的な人員削減という不利益変更であって、組合の責めによって生じたものではないことなどを抗議するとともに、人員削減に至った経緯や今後の展望について説明するよう書面での回答を求めた。

(乙34)

(8) 法人は、同月 13 日付け書面により、組合に対し、今回の欠員は C 書記長及び A 委員長を生活相談員に配置した結果生じた生活相談員の過剰配置が原因であること、このことは既に職員会議で説明しているの、改めて説明の機会を設けることは考えていないことなどを回答した。

(乙 35)

(9) 札幌地裁は、同年 10 月 8 日、法人の異議申立に対し、前記(3)の地位保全等仮処分決定を認可した。

(甲 72)

(10) 札幌地裁は、同月 11 日、第 2 次命令について法人の請求を棄却する判決を言い渡した。判決の中で、同地裁は、「生活支援員の業務は利用者に対する介助その他の支援業務であるのに対し、生活相談員の業務は、会議の開催、実習生の指導、各種企画立案などで、フロアの業務を統括する役割を担っており、また、一部につき決裁者となるなど生活支援員よりも上位の役割を担う業務があったのであって、この限度で、生活相談員とは生活支援員よりも上位の職務に従事する者である」と判示した。

法人はこれを不服として同月 23 日、札幌高裁に控訴を申し立てた。

(甲 71、当委員会に顕著な事実)

(11) 組合は、前記(8)の回答に対し、同月 24 日付け要求書をもって、現在の状況は法人の不当労働行為が原因であることを指摘した上で、人員削減の経緯やその結果の対応について説明する場を設けることを要求し、同要求に対して書面で回答するよう求めた。

(乙 36)

(12) 法人は、同年 11 月 7 日付け書面で、繰り返し、今回の欠員は、前記(3)の仮処分命令などを原因とするものであるなどと回答した。

(乙 37)

(13) 法人は、前記(9)の決定を不服として同年 10 月 17 日、抗告を申し立てたが、令和 2 年 1 月 16 日、札幌高裁は A 委員長の生命身体に重大な危険性を生じさせるものであるとし、これを棄却した。

(甲 8 3)

(14) 法人は、前記(13)の決定を受け、令和 2 年 2 月 5 日、A 委員長の宿直勤務を全面的に免除することとし、同月 6 日、事情変更による前記(9)の仮処分決定の取消しを申し立てた。

(乙 1 5、審査の全趣旨)

(15) 組合は、同年 3 月 2 日付け書面により、法人に対して、生活支援員が欠員状態で、業務にも支障が出ているから、欠員を解消するよう文書での回答を求めた。

(乙 3 8)

(16) 法人は、同月 3 日、A 委員長に対して、宿直勤務は永続的に免除すべきとの認識を持つに至り、「貴殿には、全面的に宿直勤務を免除される法律上の権利があり、当法人には、全面的に貴殿の宿直勤務を免除する法律上の義務がある」ことを確約した。

(乙 1 7 の 1 及び 2)

(17) 札幌地裁は、同月 2 5 日、法人が前記(16)の確約書を A 委員長に交付しており、本件配置転換により生命身体に重大な危険性が生ずるおそれがあるとはいえないとし、前記(3)の仮処分決定を取り消した。

(甲 8 5)

(18) 法人は、同月 2 7 日、前記(17)の仮処分決定の取消しを受けて、A 委員長を「仮の 2 階主任生活相談員から 1 階生活支援員を命ずる。尚、宿直勤務を全面的に免除する。」辞令を発令した。

なお、本件救護施設で生活支援員の宿直勤務を全面的に免除することは、上記辞令のほかには前例がない。

(甲 8 6、乙 1 9、第 1 回審問調書 A 陳述 4 1 頁、
第 2 回審問調書 G 証言 3 3 頁)

(19) 同年 6 月 1 8 日、札幌高裁は前記(10)の第 2 次事件の控訴申立てを棄却した。同高裁は、「原判決を引用して説示したとおり、生活相談員は、フロアの業務を統括する役割を担い、生活支援員よりも上位の役割を担う業

務があり、その限度で、生活相談員は生活支援員よりも上位の職務に従事する者として扱われてきたということが出来る。控訴人が指摘する書面の押印欄は、その体裁上、単なる確認のためのものとは考え難く、また、控訴人が指摘する生活相談員による決裁の記載が誤記であるとは考え難い。本件配置転換前、生活支援員から課長に昇進した者は存在しない。また、幹部候補として採用した者には、生活相談員を経験させていた。職種を昇進に絡めて考慮していたことは否定し難い」と判示した。

法人は、これを不服として同月24日最高裁に上告受理の申立てをした。

(甲88、当委員会に顕著な事実)

(20) 法人は、A委員長に対して、同年10月1日、前記(18)の辞令には明記されていなかった「主任」という職名が記載されている定期昇給辞令を発令した。

(乙29)

(21) 法人が最高裁に上告受理の申立てをしていた前記(19)の判決について、最高裁は同月27日、申立てを受理すべきものとは認められないとする決定をした。

これを受け、法人は、第2次命令が確定するまでの暫定的措置としていた本件配置転換を正式なものとして決定した。

(甲109、第2回審問調書F証言62頁)

(22) 法人は、令和3年4月1日付けで、J職員を「生活支援員兼生活相談員主任」から「生活課 主幹」とする辞令（以下「令和3年J配置転換」という。）を、A委員長を「主任生活支援員」から「生活支援員兼生活相談員 主任」とする令和3年A配置転換を発令した。

なお、これまでに生活相談員から管理職に昇進した者は5人いるが、生活支援員から管理職に昇進した者は、今回、J主幹が生活支援員兼生活相談員主任から生活課主幹に昇進するまでは誰もいなかった。

(乙41、42、第1回審問調書A陳述15頁、

第2回審問調書G証言3頁)

5 配置転換時における職員に対する事前説明

(1) 法人と組合の間には、職員の配置転換に際して事前に協議を行うなどの取り決めはないが、法人は、C書記長の配置転換前は、職員の配置転換にあたって、第1次事件におけるO組合員の配置転換及び第2次事件におけるC書記長の配置転換以外は、平成27年2月19日のE職員の配置転換を除き、全て辞令交付前に事前説明を行い、内示の上、辞令を交付していた。

(甲13、43、44、第1回審問調書A陳述10、30頁、
第3回審問調書A陳述9頁、G証言39頁)

(2) 令和元年5月31日にC書記長について、緊急命令があり、翌週の6月4日にA委員長に辞令が発令されたが、本件配置転換は、緊急命令のあった同年5月31日に、はじめにF前施設長とG前次長が二人で話し合ってから、H課長及びI課長と相談して決められた。

法人は、このとき、緊急命令によりC書記長を生活相談員に戻し、A委員長を生活支援員としないで生活相談員のままにすると、生活相談員が過剰配置となり、生活支援員が不足するため、現場を担う生活支援員の充足を優先した。

(甲19、第2回審問調書G証言11頁、21頁、
同F証言64、65、67、69頁)

(3) 法人は、本件配置転換のあった同年6月5日、A委員長に辞令を交付する際、緊急命令によりC書記長を生活支援員から生活相談員に戻すが、生活支援員を新規採用で補充する財政的余裕がないため、A委員長を暫定的に生活支援員に異動すると説明した。このとき、同人は説明を求めたが、F前施設長は、「携帯で録音しないのか」という旨を述べて話し合いに応じなかった。

(第1回審問調書A陳述9、29頁、第2回審問調書F証言54頁)

6 令和3年A配置転換以降のA委員長の勤務実態について

(1) 法人は、令和3年A配置転換を同人に命じるに当たり、就労支援事業の生

活相談員を担当するよう申し渡したとするが、同人は、生活支援員として同事業を担当する認識しかなかった。

(第3回審問調書A陳述17頁、同G証言53頁)

(2) 法人は、職種別職員配置基準数及び現員数の中で、A委員長を就労支援事業の専任相談員として札幌市に届け出ている。

(乙43、第3回審問調書A陳述10頁)

(3) 令和3年10月25日に就労支援事業の利用者が本件救護施設に入所したが、A委員長の勤務命令表は、同日以前のものから変化がなかった。

同人は、当該入所者に対する支援として、ベッドメイクや食事の提供、衣類の洗濯や荷物のチェック、身の回りのことやPCR検査など生活支援員としての業務は行っていたが、生活相談員としての業務は実施しておらず、法人は、A委員長の業務実態については把握していなかった。

具体的には、G施設長は、A委員長が、就労支援事業における入所者の援助方針の作成、行政機関の対応等の生活相談員としての相談業務に従事しているところを確認したことがなく、就労支援事業の札幌市に対する月次報告はH課長が作成し、A委員長から押印だけしてもらおうという実態になっていた。

(甲49、136、137、138、139、第3回審問調書A陳述3頁、
同G証言40、53、62頁)

(4) 令和3年A配置転換には、「生活支援員兼生活相談員 主任を命じる。」と明記されているが、生活相談員業務について法人から指示が出ることも、A委員長から当該業務について法人に相談することもなかった。

(乙42、第3回審問調書A陳述25、27頁、同G証言35頁)

(5) 法人は、A委員長の今後の処遇についての考えを明らかにしなかった。

(第3回審問調書A陳述15頁、同G証言41頁)

7 救護施設の職員配置基準などについて

(1) 救護施設における生活指導員(生活相談員)、介護職員(生活支援員)な

どの職員数は、生活保護法第39条第2項第1号及び運営基準第11条第2項により、厚生省社会局長作成の「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第85号）の「2職員の適正配置について」の別表「保護施設職員職種別配置基準表（1）救護施設」に定められている。ここで定められている人数が、保護施設事務費単価の積算基礎となる職員数とされ、また、施設入所者の処遇確保の見地からも最低限必要な人数とされ、その人数分の保護施設事務費が支給される。

救護施設の定員が141名ないし150名の場合と151名ないし160名の場合の職員配置基準は、次のとおりとなっている。

（別表抜粋）

職 種 取扱定員	総数	施設長	事務員	主任 指導員	指導員	介護職 員	看護師	栄養士	調理員 等	医師	介助員
141～150	39	1	2	1		25	2	1	5	1	1
151～160	42	1	2	1	1	27	2	1	5	1	1

また、上記厚生省社会局長作成の通知により、一定の要件を満たす救護施設には、生活指導員（生活相談員）数を加算した費用が支給される。

なお、本配置基準以上の人数を配置することは構わない。

（甲13、29、73、審査の全趣旨）

(2) 救護施設では、4月1日現在で、定員に対する利用者数の割合が90パーセントを下回ると、生活保護法による事務費加算（指導員加算、看護師加算、介護職員加算）が打ち切られることになっており、法人では、施設の運営が困難になることから、平成28年2月1日現在の利用者数が142名であったことなどを踏まえ、同年4月1日から定員を160名から150名に減員した。

しかし、その後も本件救護施設の利用者数は伸びない状況が続いている。

（甲29、乙9、第2回審問調書F証言10頁、
第3回審問調書G証言36頁、審査の全趣旨）

8 本件救護施設における生活相談員の配置体制などについて

(1) 平成25年度以前の生活相談員の配置体制

本件救護施設では、平成12年に建物を改築してから、生活相談員体制5名を基本的枠組としてきた。改築により3フロア構成となり、課長が主任生活指導員として全体を統括するほか、各フロアごとに1名の生活指導員を配置した上で、当時は作業担当の生活指導員を1名配置し、5名体制とした。

平成16年3月4日当時の施設長であったL元施設長は、組合に対し、同日付け書面により、「これを基本配置として位置付け、今後ともこの配置内容を確保し続けなければなりません。」として、かかる職員配置を努力しながら維持していく方針を示していた。

(甲36、110、審査の全趣旨)

(2) 平成25年度以降の生活相談員の配置状況

生活相談員は、就労支援事業などの実施状況に応じ、5名から6名が配置されていた。平成28年度には4名の配置となり、H課長は、同年度から就労支援事業の生活相談員と1階フロアの生活相談員を兼ねるようになった。

また、平成28年度に定員が160名から150名に減員され、事務費取扱いの配置基準上、主任生活指導員1名分と加算分の指導員1名の計2名が最低限設置すべき生活指導員の人数となっている。

平成29年度には、定員数と障害者入所者数の割合が減少し、指導員の加算措置が認められなくなったが、引き続き4名が配置された。

(甲110、審査の全趣旨)

(3) 本件配置転換前後の生活相談員の設置状況

平成30年度には、J職員及びK職員が生活支援員から生活支援員兼生活相談員となったが、生活相談員ではなく生活支援員枠となっており、引き続き4名の配置となっていた。

【本件配置転換直前配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名	職員配置枠
-----	----	------	----	-------

1	次長	居宅訓練担当	G	居宅訓練枠
2	施設一課長	就労支援担当	H	就労枠
3	施設二課長	二階担当	I	主任枠
4	施設二課長主任	三階担当	A	

令和元年6月4日に、第2次事件に係る札幌地裁による緊急命令を受け、法人は、C書記長を生活支援員から生活相談員に配置転換し、これと引き換えに、A委員長を暫定的に生活相談員から生活支援員とする本件配置転換をした。

【本件配置転換直後の配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名	職員配置枠
1	次長	居宅訓練担当	G	居宅訓練枠
2	施設一課長	就労支援担当	H	就労枠
3	施設二課長	二階担当	I	主任枠
4	施設二課員	三階担当	C	

(甲19、87、110、134、乙3ないし6、9、
第2回審問調書G証言15頁、審査の全趣旨)

9 生活相談員と生活支援員の勤務内容など

(1) 本件救護施設において、生活相談員と生活支援員の業務に関する勤務時間、休日、手当、業務の内容などは、概ね下記のとおり定められている。

記

	生活相談員	生活支援員
法律上の名称	「生活指導員」 (救護施設に関する基準第11条第3号)	「介護職員」 (救護施設に関する基準第11条第4号)
勤務時間	日勤 8時45分 ～17時10分 半日 8時45分	日勤 8時45分～17時10分 (月に10日前後) 半日 8時45分～12時35分 (月に1～2回)

	<p>～12時35分 (2か月に1回程度)</p>	<p>遅番 11時5分～19時30分 (月に3～5回程度) 宿直 13時30分～翌9時30分 (月に3～5回程度)</p>
休日	<p>土日祝日 (月に1～2回程度、土日祝日の勤務あり)</p>	<p>シフトにて調整</p>
手当	<p>業務手当月1万3,000円</p>	<p>業務手当月1万8,000円</p>
業務内容	<p>①利用者の苦情・要望・悩み・対人トラブルに関する苦情及び解決 ②家族・病院・生活保護実施機関・他施設・各種障がい支援機関と相談や連絡調整 ③福祉制度・年金制度等、利用手続き支援及び代行 ④各フロアで生活支援員と利用者の生活支援内容の検討、実施、計画策定 ⑤施設内行事の企画・運営 ⑥通院業務(付き添い、Drからの病状説明、通院、入退院送迎など) ⑦各種施設内活動支援(裁縫クラブ、カラオケ会、音楽療法補助、施設内レクリエーション)</p>	<p>①食事介助(配膳・食事介助) ②排泄介助(オムツ介助、トイレ誘導・声掛け、清拭) ③入浴介助(着替え・浴室内洗髪・洗体等介助) ④洗濯介助(洗濯物の回収、洗濯機乾燥機使用、衣類収納) ⑤着替え介助(起床・就寝時、失禁時等) ⑥夜間巡回、ナースコール対応、褥瘡予防の体位交換等 ⑦清潔保持介助(清拭・洗面・髭剃り、歯磨き等介助) ⑧金銭管理代行(小遣いの出納管理) ⑨買い物代行(日用品や嗜好品、衣服の購入等) ⑩個人記録記入、作成 ⑪服薬確認</p>

<p>⑧実習担当（学生の受入れ、指導担当）</p> <p>⑨フロア内会議の開催・意見集約</p> <p>⑩夜間・休日待機当番（勤務外の緊急応援呼出し対応）</p> <p>⑪入所検討会への参加</p> <p>⑫各種障がい手帳に関する諸手続支援・代行</p> <p>⑬事業概要作成（年1回）</p>	
---	--

（甲2、13、73、乙7、審査の全趣旨）

(2) 本件救護施設では、生活相談員は、毎朝会議で利用者に対する支援内容などについての職員同士の話し合いの場を持つが、そこでの司会進行を行っている。

（第1回審問調書A陳述22頁）

(3) 本件救護施設において、生活相談員と生活支援員のどちらが職制として上と定めているものはない。

（乙30、第1回審問調書A陳述14頁）

(4) 本件配置転換時、本件救護施設における生活支援員の休暇申請届、生活支援日誌及び生活経過記録には、生活相談員の押印欄はあるが生活支援員の押印欄はなかった。また、社会福祉施設概況報告書の「Ⅲ 利用者の状況」の「(14) 利用者預り金の状況」には、入出金の処理は、「生活相談員、課長、次長、施設長」の決裁を得てから現金を払い出すことになっていた。

（甲33ないし35、37、88）

(5) A委員長は、本件配置転換前及び令和元年8月16日から令和2年3月27日まで生活相談員であったときは、新規入所者受入検討会に参加していたが、本件配置転換から令和元年8月16日まで及び令和2年10月1日の定期昇給辞令で職名が主任生活支援員となって以降は、同検討会に参加するよう法人から声がかかることはなかった。

(乙29、第1回審問調書A陳述13、38～39、47頁、
第2回審問調書G証言9～10頁)

10 生活支援員兼生活相談員について

(1) 生活支援員兼生活相談員は、保護施設職員職種別配置基準や管理規程で定められた職制上の職種ではなく、同基準や規程上では生活支援員又は生活相談員に位置付けられる。

(乙8、27、44、審査の全趣旨)

(2) 本件救護施設において、生活支援員兼生活相談員となっているのは、A委員長のほかは、J主幹及びK副主任の2名だけである。

(甲134、審査の全趣旨)

(3) 法人では、幹部候補として採用した生活支援員を広く救護施設の業務を経験させる趣旨から、生活支援員に生活相談員を兼任させる人事を行っており、この人事によって、J主幹及びK副主任は、生活支援員兼生活相談員になった。

(乙31、第2回審問調書F証言62頁、審査の全趣旨)

11 主任について

(1) A委員長が平成26年10月に主任生活相談員になったときに、2号俸昇給したが、業務については、法人の管理規程で定める「課を統括」するような業務はなく、同人も法人も主任になったことにより業務の変化はないという認識であった。

(乙8、第1回審問調書A陳述25頁、第2回審問調書G証言8頁、
第3回審問調書A陳述18頁)

(2) 法人では、主任は、管理監督者ではなく職員を指揮する立場ではないが、職場での地位としては、課長を補助し、制度として主任ではない職員よりは上位であると認識されている。

(第2回審問調書G証言8、14、27頁)

(3) 本件配置転換時の辞令では、異動により「主任」の職名がなくなったが、A委員長には給与の減額はなく、降格等の手続はとられていない。

(甲19、乙1、第1回審問調書A陳述33頁、
第2回審問調書G証言9頁)

12 法人の財政状況

平成30年度の法人全体の資金収支計算書では、当期資金収支差額の合計は、約243万円であり、令和元年度が約1,450万円となっている。

また、本件救護施設単体の平成30年度の当期資金収支差額は約▲828万円、令和元年度が約27万円となっている。これは、平成30年度において、主として居宅訓練事業が休止された影響が大きい。

貸借対照表では、平成30年度及び令和元年度共に「負債及び純資産の部合計」は約22億円、「純資産の部合計」が約18億円となっている。本件救護施設単体では、「負債及び純資産の部合計」は約10億円、「純資産の部合計」が約8億円となっている。

(甲98ないし101、105ないし107、122ないし125、
審査の全趣旨)

第4 当委員会の判断

1 本件配置転換は、A委員長が組合員であることを理由とする「不利益な取扱い」として、法第7条第1号の不当労働行為に当たるか（争点1）

(1) 法第7条第1号は、組合員であること、正当な組合活動等を理由とする労働者の解雇等の「不利益な取扱い」を不当労働行為として禁止している。

(2) 法第7条第1号の「不利益な取扱い」とは、不当労働行為に関する法制度に照らして、労働者の団結権及び団体行動権を侵害する使用者の一定の行為、換言すれば、労働者の組合活動意思を萎縮させ組合活動一般を抑圧ないし制約する効果を持つと認められる取扱いを指すものと解するのが相当である。そして、「不利益な取扱い」に当たるかどうかは、当該労働者の個人

的被害を救済するという観点からだけでなく、組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、このような侵害状態を除去、是正して法の所期する正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも、具体的に決定されなければならない。

したがって、不利益性の判断は、賃金の減少等の経済的不利益や職員制度上の建前のみから、これを判断すべきではなく、当該職場における従業員の一般的認識に照らしてそれが通常不利益なものと受け止められ、それによって当該職場における組合員らの組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶようなものであるか否かという観点からなされるべきである。

(3) また、不利益性については、原則として、当該取扱いに係る不当労働行為救済申立てがなされるまでの事実関係に基づいて判断されるべきであり、これにより過去における不利益性が認められる場合のその後の事情の変化は、当該不利益性の消滅の有無の問題として検討するのが相当である。

(4) 本件配置転換の不利益性について

ア 組合は、本件配置転換の不利益性について、宿直勤務のある生活支援員とする本件配置転換は、重度睡眠時無呼吸症候群を患っているA委員長への生命身体に対する不利益性があり、また、主任からの降格を伴う生活相談員から生活支援員への配置転換は、人事上の不利益が発生すると主張するのに対し、法人はいずれの不利益性も発生しないとして、これを否定する。

イ この点、①A委員長は、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、心血管系疾患発症の危険性が極めて高く、CPAP装置を着用の上、睡眠導入剤を服用して睡眠しており、令和元年6月6日付け診断書でも「CPAP治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高い。また、夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高く、日勤業務が好ましいと考える。」と付記されているが（前記第3の1(6)及び3(4)）、本件配置転換はかかるA委員長に対し、月3ないし5回程度の宿直勤務が

課されている生活支援員を命ずるものであること（前記第3の9(1)）、また、②本件配置転換の辞令は、「主任生活相談員から、1階生活支援員を命じる。」という内容であり（前記第3の3(2)）、明らかにA委員長の主任を解くものであるから、主任からの降格と認められること、③生活相談員と生活支援員とでどちらが職制として上という直接的な定め（前記第3の9(3)）はないものの、業務の内容において、生活支援員の業務は、利用者に対する介助その他の支援業務であるのに対し、生活相談員の業務は、会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案（前記第3の9(1)）などで、フロアの業務を統括する役割を担い、一部につき決裁者となるなど、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められ、一方、人事の実績でも、生活支援員から課長に昇進した者は存在せず（前記第3の4(19)）、また、幹部候補として採用した者には、生活相談員を経験させており、職種を昇進に絡めて考慮していたことは否定し難いこと（前記第3の4(22)）を併せかんがみると、当該職場における職員の一般的認識として、本件配置転換が不利益なものであると受け止められ、それによって組合員らの組合活動意思が委縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶことを否定することはできない。

ウ 以上から、本件配置転換は、不利益性を有する。

(5) 次に、本件配置転換が、A委員長が組合員であることの「故をもって」行われたか否かについて検討する。

ア この点、「故をもって」とは、一般に不当労働行為意思を要件としたものと解されており、不当労働行為意思とは、反組合的な意図ないし動機を意味し、かかる意図ないし動機の有無は、問題とされる行為に関連する諸事情から推定することができるか否かによって決せられることになる。

そこで、本件配置転換の事実経過を確認するに、本件配置転換は、第2次事件において、当委員会が、組合の要職にあるC書記長を生活相談員から生活支援員に配置転換したことについて、法第7条第1号の不利益取扱いに該当する旨を認定する命令を発したことを端緒とする。法人は、当委

員会の命令を不服として、札幌地裁に対し、同命令の取消しを求めて行政訴訟を提起したが（前記第3の2(23)）、同地裁は、C書記長を生活相談員に復帰させることを命じる緊急命令を発令した（前記第3の2(25)）。これを受け、法人は、C書記長を生活相談員に復帰させつつ（前記第3の3(1)）、C書記長に代えて、A委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換したものである（前記第3の3(2)）。

すなわち、本件配置転換は、組合書記長に対して不利益取扱いを行ったことにつき是正が命じられるや、その是正と引き換えに、今度は組合執行委員長に対して不利益な配置転換を行ったものであり、配置される人員がC書記長からA委員長に変わっただけであって、その実質としては、組合の要職にある者に対する不利益取扱いを継続させるものにほかならず、法人の一連の対応には、反組合的意図ないし動機を見出すことができ、不当労働行為意思が認められる。

イ これに対し、法人は、C書記長を生活支援員から生活相談員へ復帰させることによって、生活相談員が過剰配置となる一方で、生活支援員の欠員が生じるため、生活相談員1名を生活支援員に配置転換することは不可欠であるから、本件配置転換には、業務上の必要性があり、また、その人員としてA委員長を選定することに相当性がある旨を主張する。

確かに、従前どおりの職員の人員配置を維持するという観点からすれば、形式論としては、生活支援員から生活相談員に配置転換する職員1名が生じた場合、これに代替する人員1名を生活相談員から生活支援員に配置転換するという考え自体は理解できないではない。しかし、生活支援員の欠員については、新規職員の採用によって対応することも法人の選択肢となり得るところである。また、単純に生活相談員と生活支援員とを入れ替えるのではなく、組織体制や職員の人員配置体制の工夫による対応も検討対象となり得るはずであり、実際に法人は、平成31年4月には、課を統合するなどして職員配置問題に対応した実績も有する（前記第3の1(11)）。さらに、C書記長を生活相談員に復職させた時点において、A委

員長以外の生活相談員として、G前次長、H課長、I課長3名が存在した（前記第3の8(3)）。これら3名はいずれも管理職であり、法人が配置転換の対象としがたいと考えたとしても、どうしても生活相談員1名を生活支援員に配置転換しなければならないというのであれば、重度の睡眠時無呼吸症候群を患うA委員長との比較において、これら3名のいずれかを生活支援員とすることは検討の俎上^そに上り得るものであるといわざるを得ない。

以上からすると、C書記長の生活相談員への復職に伴う対応として、本件配置転換を行うことには、不利益を正当化するほどの業務上の必要性や人選の相当性を認めることはできない。

ウ なお、仮に本件配置転換に業務上の必要性と人選の相当性という正当化理由が一応認められるとの見解に立った場合、本件配置転換の動機が競合していることになるから、本件配置転換の正当化理由と組合員であることのいずれが不利益取扱いの決定的動機であったかについても述べておく。

この点、札幌地裁の緊急命令によって不当労働行為の是正が命じられたのであるから（前記第3の2(25)）、法人としては、その是正を原因とした更なる不当労働行為が連鎖することのないよう慎重に対応すべきであり、また、上記のとおり種々の検討対象となり得る方策が存したにもかかわらず、法人は、これら方策について何ら検討することなく、C書記長の生活相談員への復職に伴って直ちにA委員長に対して本件配置転換を行っており、あたかもC書記長の次はA委員長であるといわんばかりの対応をしたといわざるを得ない。これに加えて、本件配置転換に当たって事前説明や内示は一切行われておらず、法人における配置転換としては、C書記長の場合と同様に異例の取扱いであること（前記第3の5(1)）、本件配置転換後に行われた団体交渉において、法人から、本件配置転換によって組合と争いになると予想していた、人事について組合と協議をするつもりはない、といった発言があったこと（前記第3の4(2)）などからすると、本件配置転換は、先行不当労働行為事件から継続する根強い反組合的

意図ないし動機に基づくものであり、本件配置転換は、A委員長が組合員であることを決定的動機とするものであるといえる。

(6) 以上から、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることを決定的動機としてなされた不利益な取扱いであるから、法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

2 本件配置転換は、法第7条第3号の支配介入に該当するか（争点2）

前記1で判断したとおり、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることの故をもってなされた不利益な取扱いであり、かかる不利益取扱いは、組合を弱体化し、組合員の組合活動に萎縮的効果をもたらすから、法第7条第3号の支配介入に該当する。

3 令和3年A配置転換により、本件配置転換の不利益は消滅したか（争点3）

(1) 法人は、A委員長は生活支援員として宿直勤務を全面的に免除されて本件配置転換による同人の身体健康上の不利益は発生しないし、また、令和3年A配置転換により、A委員長は、辞令上、「生活支援員兼生活相談員 主任」となり、組合がいうところの不利益を前提にしても人事上の不利益は存在しないことになり、併せて令和3年J配置転換により、生活支援員から管理職に昇進した職員が出たのだから、生活相談員が生活支援員より上位であるとの主張は根拠を失った旨を主張する。

(2) しかし、前記1(4)イ③で述べたとおり、業務の内容において、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められる。なお、仮に、本件配置転換後、法人において生活相談員が生活支援員の決裁者になる運用をやめたとしても、生活相談員の上記側面がなくなったとはいえないし、また、法人からは、本件救護施設の従前の管理規程から職務、組織及び業務分掌を改正した新たな管理規程が提出されているが（前記第3の1(4)）、証拠上、当該改正後も生活相談員と生活支援員の業務の内容に特に変化は見られないから、前記認定に影響を与えない。

(3) そして、A委員長は、令和3年A配置転換により「生活支援員兼生活相談員主任」の兼任を命じられているが、A委員長における兼任の勤務実態をみるに、①生活支援員業務をしているA委員長の勤務命令表の内容は令和3年A配置転換以後も変化がなく、就労支援事業の利用者が入所してきた令和3年10月25日以後も同様であること（前記第3の6(3)）、②A委員長は令和3年配置転換の辞令交付の際、法人の説明で生活支援員として就労支援事業の入所者に対する身の回りの世話をすることを命じられたにすぎないと認識し、実際にかかる業務を行っていること（前記第3の6(1)及び(3)）、③G施設長において、令和3年A配置転換後、A委員長への生活相談員業務の指示や業務遂行の確認をしたことがない上（前記第3の6(3)及び(4)）、就労支援事業の月次報告書等の生活相談員業務はH課長が行い、A委員長には報告書に押印させているだけであること（前記第3の6(3)）などを併せかんがみれば、A委員長は、令和3年A配置転換により名目上は生活相談員の兼任を命じられているが、その勤務の実態は生活支援員のままであると認められる。

そうすると、A委員長にとっては、令和3年A配置転換がなされても生活相談員におけるフロアのリーダー的ないし管理者的な側面を失わせる不利益は消滅していないと認めるのが相当である。

(4) 以上から、令和3年A配置転換により、本件配置転換の不利益が消滅したとはいえない。

4 復職の救済方法について

本件配置転換は、法第7条第1号に該当する不利益取扱いであるから、かかる不当労働行為に対する救済方法として、一般的には、これを撤回するよう法人に対して命じることが考えられる。

しかし、A委員長は、本件配置転換の後、「主任生活相談員」（前記第3の4(6)）、「1階生活支援員（宿直勤務を全面的に免除）」（前記第3の4(18)）、「主任生活支援員」（前記第3の4(20)及び9(5)）、「生活支援員兼生活相談員主任」（前記第3の4(22)）と数々の配置転換を命じられてお

り、本件配置転換を撤回すると、これら後続の配置転換の効力やこの間のA委員長の身分や処遇に関する議論を招来し、労使間における新たな紛争のきっかけともなりかねない。

また、そもそも本件不利益取扱いの救済は、A委員長を本件配置転換前の原職である「主任生活相談員」に復帰させることにその核心があり、必ずしも本件配置転換を撤回させることまで命じなくとも、このような復帰を実現できれば救済方法としては必要十分であるということが出来る。

以上にかんがみると、復職の救済方法としては、本件配置転換を撤回することは命じず、端的に、法人に対し、A委員長を現在の職から「主任生活相談員」に復帰させることを命ずるのが適当である。

5 結論

以上のとおりであるから、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和4年(2022年)4月25日

北海道労働委員会

会 長 朝 倉 靖